

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービス仲介業に係る制度整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2020年3月5日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

情報通信技術の発展により、利用者がオンラインで円滑に金融サービスの提供を受けることが可能となっている。こうした中、多種多様な金融サービスをワンストップで提供することに対する事業者のニーズや、多数の金融機関が提供する金融サービスについて、個人のライフプランに応じてその内容や手数料等を比較しながら自身に適したものを選択することに対する利用者のニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図ることは重要。

そのため、業種毎の許可・登録や、特定の金融機関へ所属し金融機関からの指導・監督を受けること（所属制）を要しない業種類型を設けることで、利便性のより高い金融仲介サービスの実現を図るとともに、利用者の保護を図るための措置を講じる必要がある。

これを実施しなければ、利用者利便の向上やイノベーションの進展が滞るおそれがある。
以上をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

複数業種（銀行・証券・保険）にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスを仲介しようとした場合、現行制度では、以下の点から事業者にとって負担が大きい。

- ① 銀行代理業、金融商品仲介業者、保険募集人のように業種ごとの規制となっているため、複数の分野において仲介をしようとする場合、複数の登録等を受けることが求められる。
- ② 特定の金融機関に所属することが求められており、多数の金融機関が提供する金融サービスを仲介しようとする場合、所属機関それぞれから行われる指導に対応する必要がある。

【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、①分野ごとの複数の登録等、②特定の金融機関への所属を求めないような制度的な手当を講じながら、既存の仲介業者との規制のイコールフットイングを確保し、十分な利用者保護を図ることが必要であり、法令による規制手段の採用が妥当である。

【課題解決手段（制度改正）】

- 1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設する。
- 金融サービス仲介業に関し、特定の金融機関へ所属することを求めない。他方、取扱可能な金融サービスの制限（高度な説明を要する金融サービスを制限）や利用者財産の受入禁止、保証金の供託義務により、利用者保護を図る。
- 併せて、報告・資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備する。このほか、利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などを、仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定する。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

金融サービス仲介業を行おうとする者（※）において、登録申請に係る費用や金融サービス仲介業の規制の遵守に係る費用（例えば、顧客情報の適切な管理に係る費用）が発生する。

※ 業者数を直接的には推計できないが、既存の仲介業者数は以下の通り。

- ・ 銀行代理業者：79 者(2019 年 12 月末時点)
- ・ 金融商品仲介業者：888 者(2019 年 12 月末時点)
- ・ 生命保険代理店：8 万 5,682 者、損害保険代理店：18 万 319 者(2019 年 3 月末時点)

【行政費用】

登録審査に係る費用が発生する。また、金融サービス仲介業者について、関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

-

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービスの仲介を行うことが可能となる。また、(特定の金融機関に所属する必要がないため、)多数の金融機関の金融サービスを取り扱いやすくなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

-

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

-

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

金融サービス仲介業者が、複数業種（銀行・証券・保険等）かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供することにより、利用者が、様々な金融サービスの内容や手数料等を比較し、自身に適したものを選択しやすくなるなど、利用者利便の向上やイノベーションの進展が期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

利用者利便の向上やイノベーションの進展といった規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案】

- 特定の金融機関への所属を求める一方、所属金融機関が提供する金融サービスの範囲内において取扱サービスに制限を設けない。

【代替案と本案の関係】

〔遵守費用〕代替案の場合、本案の場合と比較して、登録申請に係る費用に加え、仲介業者には特定の金融機関へ所属し指導を受けるための費用、金融機関には自らに所属する仲介業者を指導するための費用がそれぞれ発生する。

[行政費用] 代替案の場合、本案の場合と比較して、所属金融機関による仲介業者に対する指導がなされるため、関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用は減少すると見込まれる。

[便 益] 代替案の場合、本案の場合と比較して、所属先の金融機関が提供するものの範囲内においては多様な金融サービスを取り扱うことが可能となる。

[副次的な影響及び波及的な影響] 代替案の場合、本案の場合と比較して、多数の金融機関の金融サービスを取り扱う仲介業者にとっては、所属先の金融機関それぞれから行われる指導に対応するための負担が大きくなると考えられる。これにより、多種多様な金融サービスがワンストップで仲介されやすくなり、利用者が、金融サービスの内容や手数料等を比較しながら自身に適したものを選択しやすくなるという効果は限定的になると想定される。

[評 価] 代替案の場合、本案の場合と比較して、行政費用は小さい一方、遵守費用が大きいため、本案と比較して費用が小さくなるとは言えない。また、代替案の場合、多種多様な金融サービスがワンストップで仲介されやすくなり、利用者が、金融サービスの内容や手数料等を比較しながら自身に適したものを選択しやすくなるという効果は限定的になると想定されるため、便益は小さい。

以上のことから、本案は適当と考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

-

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により措置される制度の活用状況や監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。